

議案第 7 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山 西 正 泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 5 年豊橋市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後							
別表第 1 （第 2 条関係）							
職員の区分			勤務時間	週勤務 時間	休憩時間	週休日	
教 育 政 策 課	小・中学校、 <u>くすのき特別支援学校、家政高等学校、専修学校</u> 用務員		(略)				
	豊橋	事務職員	<u>9：00～16：00</u>	<u>30時間</u>	<u>12：00～13：00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>	
	高等		<u>14：15～21：15</u>		<u>17：00～18：00</u>		
	学校	用務員	<u>8：00～15：00</u>		<u>11：00～12：00</u>		
	保 健 給 食 課	北部学校給食センター長		(略)			
		曙学校給食センター長		<u>8：15～15：15</u>	<u>31時間</u>	<u>12：00～13：00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
		<u>8：15～15：30</u>					

(略)

別表第 2 (第 3 条関係)

職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
教 育 政 策 課	(略)			
	豊橋高等学校事務職員	<u>8 : 30～17 : 15</u>	<u>12 : 00～13 : 00</u>	(略)
		<u>12 : 30～21 : 15</u>	<u>17 : 00～18 : 00</u>	
(略)				
保 健 給 食 課	南部学校給食センター長	(略)		
	(略)			
生 涯 学 習 課	大清水まなび交流館長兼南稜生涯学習センター長	<u>8 : 30～17 : 15</u>	<u>12 : 00～13 : 00</u>	<u>4 週間につき 8 日</u>
	少年自然の家職員、野外教育センター職員	(略)		
地 域 教 育 推 進 室	地域教育推進グループ職員	<u>8 : 30～17 : 15</u>	<u>12 : 00～13 : 00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
		<u>9 : 30～18 : 15</u>		
		<u>10 : 30～19 : 15</u>	<u>13 : 00～14 : 00</u>	
(略)				

改正前

別表第 1 （第 2 条関係）

職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	
教 育 政 策 課	技術職員	8 : 30～17 : 15	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日、金曜日 及び土曜日	
	小・中学校用務員	(略)				
	くすのき特別支援学校用務員	9 : 00～16 : 00 9 : 00～17 : 00	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜日	
	豊橋高等学校事務職員	9 : 00～16 : 00 14 : 15～21 : 15	30時間	12 : 00～13 : 00 17 : 00～18 : 00	日曜日及び土曜日	
	豊橋高等学校用務員	8 : 00～15 : 00	30時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜日	
	家政高等専修学校用務員	9 : 00～16 : 00	30時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜日	
保 健 給 食 課	北部学校給食センター長		(略)			
	東 部 学 校 給 食 セ ン タ ー	調 理 員	8 : 15～16 : 15	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜日
		(班長)	8 : 15～16 : 00			
			7 : 45～15 : 45			
			7 : 45～15 : 30			
			8 : 15～12 : 00 7 : 45～11 : 30			
	調 理 員	7 : 45～15 : 30	2 週間	12 : 00～13 : 00	2 週間につき	
	(班長)	8 : 15～16 : 00	につき		5 日	
	以外		60時間 45分			
(略)						

別表第 2 （第 3 条関係）

職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
教	(略)			

育 政 策 課	豊橋高等学校事務職員	<u>8 : 30～17 : 15</u> <u>12 : 30～21 : 15</u>	<u>12 : 00～13 : 00</u> <u>17 : 00～18 : 00</u>	(略)
(略)				
保 健	南部学校給食センター長	(略)		
給 食 課	曙学校給食センター長	<u>8 : 00～16 : 45</u>	<u>12 : 00～13 : 00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
	(略)			
生 涯 学 習 課	少年自然の家職員、野外教育センター職員	(略)		
	放課後教育推進グループ職員	<u>8 : 30～17 : 15</u> <u>9 : 30～18 : 15</u> <u>10 : 30～19 : 15</u>	<u>12 : 00～13 : 00</u> <u>13 : 00～14 : 00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
(略)				

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。